

男女共同参画センターの利用形態について

1 フィットネスルームの利用形態変更

男女共同参画センターのフィットネスルームについて、トレーニング機器を廃止し、共用利用について見直しを行うもの。

2 変更内容

- ・トレーニング機器を使用する個人の共用利用を廃止する。
- ・個人の共用利用時間を縮小し、グループ利用での貸室の利用日数・時間を拡大する。

3 変更理由

- ・個人の共用利用は、トレーニング機器の利用者が中心で固定化される傾向があり、より幅広い利用を促すためには、グループ利用を拡大する必要があること。
- ・トレーニング機器の利用には、指導するインストラクターの人件費やメンテナンス費用が必要であり、今後、老朽化に伴う機器更新等の費用負担が見込まれること。
- ・新型コロナウイルス感染防止のための利用制限（定員：30人から10人）等の影響により、使用料収入減少の長期化が予測されること。
- ・周辺に同様の機能を持つ民間フィットネスクラブが存在すること。

4 使用料

- ・トレーニング機器の使用を前提とした使用料の見直しを検討する。

5 今後のスケジュール

- ・令和3年11月 利用者説明会
- ・令和4年4月1日～ トレーニング機器の廃止